

【件名】

中野区国民健康保険第二期データヘルス計画・第四期特定健康診査等実施計画（素案）
について

【要旨】

「中野区国民健康保険第一期データヘルス計画・第三期特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）」の計画期間が今年度をもって終了することから、令和6年度から令和11年度を計画期間とする「中野区国民健康保険第二期データヘルス計画（以下、データヘルス計画という。）・第四期特定健康診査等実施計画（以下、特定健診等実施計画という。）」を策定することとしている。その素案を作成したので報告する。

1 構成（全10章）

(1) データヘルス計画について

- 1章 基本的事項
- 2章 現状の整理
- 3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の抽出
- 4章 第二期データヘルス計画の目的
- 5章 第二期計画で実施する保健事業の内容
- 6章 計画の評価・見直し
- 7章 計画の公表・周知
- 8章 個人情報の取扱い
- 9章 地域包括ケアに係る取組

(2) 特定健診等実施計画について

- 10章 第四期特定健康診査等実施計画
参考資料（用語集、個別保健事業計画等のまとめ、疾病分類表）

2 前期計画からの主な変更点及び実施を検討している事項

前期のデータヘルス計画では、特定健康診査受診率向上事業など9つの事業を展開してきた。今回の計画（素案）においても、引き続き9つの事業を実施するが、以下3点について変更する。

(1) 各事業の共通評価等導入や特定保健指導の評価体系の変更

データヘルス計画については、他の保険者との比較を行うために、国より、全国共通の評価指標が示された。特定健診等実施計画では、「特定健康診査等実施計画作成の手引き（第4版）」「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第4版）」に基づき、特定保健指導の主要達成目標を「腹囲2cm・体重2kg減」と設定するなど、成果を重視した特定保健指導の評価体系を導入した。

(2) 若年層向け（35歳から39歳）の保健事業の展開

現在は40歳以上の対象者に実施しているが、区では40歳未満の35歳から39歳に向けて健康づくり健診を実施しており、その中には健診結果が特定保健指導の階層化基準に該当した対象者もいると見込まれるため、対象者を拡大し、若いうちから保健指導を受けられる環境を整備する。

(3) 効果的な勧奨の実施

被保険者の健診結果・レセプトデータなどを分析し、分析結果に応じてグループ分けをするなど効果的な勧奨の実施を、令和6年度から契約する保健事業委託の仕様に加える。なお、事業者の持つ様々な専門的知見を活用するため、企画提案公募型事業者選定を予定している。

3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

4 計画（素案）

第1章 計画の基本的事項

第2章 第二期データヘルス計画

第3章 第四期特定健康診査等実施計画

5 意見交換会の実施について

(1) 令和5年11月20日（月）19時00分～20時30分

会場：中野区役所7階 第8～10会議室

(2) 令和5年11月25日（土）10時00分～11時30分

会場：中野区役所9階 第11・12会議室

なお、中野区医師会、中野区歯科医師会及び中野区薬剤師会は、上記日程とは別に意見交換会を実施予定。

6 今後のスケジュール（予定）

令和5年 11月 意見交換会の実施

令和6年 1月 計画案作成

2月 パブリック・コメント手続

3月 計画策定